

第5章 単元未満株式の買増し

第15条（買増請求の方法）

単元未満株式の買増しを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を經由して行うものとする。

第16条（買増請求の制限）

同一日の買増請求の合計株式数が、本会社が保有する譲渡すべき自己株式数を超えるときは、その日のすべての買増請求は、効力が生じないものとする。

第17条（買増価格の決定）

- ① 単元未満株式の買増単価は、第15条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。
- ② 前項による買増単価に、買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

第18条（買増請求の受付停止）

- ① 本会社は、次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。
 1. 3月31日
 2. 9月30日
 3. その他の株主確定日
- ② 前項のほか、本会社又は機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

第19条（買増株式の移転の時期）

買増請求を受けた単元未満株式は、第17条により算出された買増価格と第22条に定める手数料の合計額が本会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求者の口座に対する振替の申請を行うものとする。